



## 平成29年度福島県スポーツリーダー養成講習会 兼スポーツ少年団認定員養成講習会開催要項

福島県スポーツ少年団

- 1 趣 旨 単位スポーツ少年団に複数の有資格指導者を確保するため、地域や市町村において、スポーツ少年団の育成指導にあたる「スポーツ少年団認定員」の養成を目的とし、日本スポーツ少年団指導者制度に基づき認定員養成講習会を開催する。
- 2 主 催 公益財団法人日本体育協会 日本スポーツ少年団  
公益財団法人福島県体育協会 福島県スポーツ少年団
- 3 共 催 公益財団法人スポーツ安全協会福島県支部
- 4 後 援 スポーツ庁 福島県  
湯川村教育委員会 白河市教育委員会 福島市教育委員会  
いわき市 郡山市  
湯川村スポーツ少年団 白河市スポーツ少年団 福島市スポーツ少年団  
いわき市スポーツ少年団 郡山市スポーツ少年団
- 5 協 賛 大塚製菓株式会社
- 6 主 管 福島県スポーツ少年団  
県北支部 県中支部 県南支部 会津支部 いわき支部
- 7 期日・会場
  - ・会 津 9月23日(土)・24日(日) 湯川村 湯川村公民館
  - ・県 南 9月30日(土)・10月1日(日) 白河市 産業プラザ人材育成センター
  - ・県 北 10月14日(土)・15日(日) 福島市 県青少年会館
  - ・いわき 10月28日(土)・29日(日) いわき市 内郷コミュニティセンター
  - ・県 中 12月 2日(土)・ 3日(日) 郡山市 ユラックス熱海
- 8 カリキュラム

[研 修 科 目]	[講習会]	[自 宅]
1 スポーツ少年団の理念とその意義 (講義)	1.0	
2 スポーツ少年団の組織と運営 (講義)	1.0	
3 運動適性テスト (講義・実技)	1.5	
4 指導者の役割 I (講義・協議)	2.0	3.0
5 文化としてのスポーツ (講義)	1.0	2.25
6 トレーニング論 I (講義)	1.0	2.25
7 スポーツ指導者に必要な医学的知識 I (講義・演習)	2.0	4.5
8 スポーツと栄養 (講義)	1.0	1.5
9 指導計画と安全管理 (講義・演習)	1.0	2.25
10 ジュニア期のスポーツ (講義・協議)	2.0	3.0
11 地域におけるスポーツ振興 (講義)	0.5	2.25

[時間数] 合計35.0時間 14.0時間 21.0時間

- 9 日 程 1日目 受付 8:10~8:35 講義終了 18:00  
2日目 受付 8:10~8:25 閉講式終了17:40

### 10 受講資格

- (1) 7月31日(月)までに、各市町村スポーツ少年団へ平成29年度指導者登録を完了した者

- (2) (1) を満たしている指導者で、日体協公認スポーツ指導者資格を保有している者は、参加申込と合わせて資格認定申請書(様式3)を提出する。当日は、上記研修科目1と2の受講により認定員資格を取得することができる。(受講料等は無料)
- 11 募集人数 各会場 100名程度  
※各会場とも定員になり次第締め切る。
- 12 申込方法
- (1) 受講者は、別紙参加申込書により各市町村スポーツ少年団本部事務局に受講料を添えて申し込む。
- (2) 市町村スポーツ少年団本部事務局は、会場ごとに受講者を取りまとめ、全会場一括して、平成29年8月7日(月)までに県スポーツ少年団本部事務局に受講料を添えて申し込む。
- (3) 所属支部の開催地で受講することを原則とするが、相双支部は最寄りの会場を選んで申し込むことができる。また、二日間連続して受講できない場合は相談に応じる。
- (4) 前年度の受講申込者で、当日無届けで欠席した者は受講できない。市町村本部では、前年度の無断欠席者リストにより該当者の申込みを受理しないこと。
- 13 受講料等 受講料等4,000円 (テキスト代、受講料、指導者養成協力費を含む)  
受講料は参加申し込み時に納入する。また、受講決定後に参加を取り消しても参加料は返金しない。市町村本部は一括して県本部の指定口座に振り込み、完了後に振込通知書をFAXで県本部に送金連絡(送信)する。参加料の送金を確認後、速やかにテキスト及びワークブックを受講者に送付する。[FAX: 024-521-7971]
- 14 検定試験
- (1) 講習終了直後、問題数50問(50点満点)で1時間の検定試験を行う。
- (2) 合格点は30点とする。不合格者は年度内に1回だけの再試験を認める。
- (3) ワークブックは事前に自宅で学習し、受講日受付に提出する。(未提出者及び学習していない者は受講できない。)
- 15 携行品 事前送付資料(テキスト・ワークブック他) 筆記用具 昼食  
防寒具(座布団・膝掛け他) 運動のできる服装及び体育館用シューズ
- 16 資格の認定等
- (1) 「認定員」資格を取得した指導者には、公益財団法人日本体育協会公認の「スポーツリーダー」資格も付与される。これに関する手続きや登録料は必要ない。
- (2) 「スポーツリーダー」資格を取得すると、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者養成講習会の共通科目Iの受講が免除される。
- (3) 資格を取得した指導者が、次年度以降、事情等により指導者登録ができなかった場合は「認定員」資格はなくなる。但し、再度の指導者登録後に代表指導者の推薦等により、所定の手続きを踏んで「認定員」資格の再認定を申請することができる。
- 17 受講上の注意
- (1) 講義の開始から30分経過後の受講はできない。(該当科目が未受講となるため、当該会場での検定試験を受ける権利を失う。)やむを得ない事由で予め連絡がある者には、未受講科目の他会場での受講等の相談に応じる。
- (2) 喫煙については、施設内は全面禁煙とし、喫煙所は設けない。施設外等で喫煙する場合は、各自で吸殻の持ち帰りを厳重に行う。
- 18 その他  
本事業は、スポーツ振興くじ助成金を受けて実施しています。

[福島県スポーツ少年団 TEL: 024-524-3833]

※ 緊急連絡用(携帯電話): 090-2845-3892